

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 30 日
(学術課・日本歯科医学会事務局)

都 道 府 県 歯 科 医 師 会
学 術 担 当 理 事 各 位

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 尾 松 素 樹

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な E-system を活用した
施設基準に係る研修の受講対応のお願い

平素は日本歯科医師会生涯研修事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在 E-system に掲載しております e-learning 教材（動画）の「感染予防対策セミナー」は歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準に係る届出に必要な要件を満たす研修として認められておりますが、この度の厚生労働省保険局医療課発出「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 21）（令和 2 年 6 月 10 日付・事務連絡）」により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「歯科外来診療環境体制加算」、「在宅療養支援歯科診療所」、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の施設基準である研修についても E-system に収載している指定教材の受講修了証をもって研修の修了が認められました。

会員各位が施設基準に係る研修を修了するには、E-system での指定教材の動画視聴およびプレテスト・ポストテストの受験（単位登録）が必要です。

つきましては、貴会のご事情に合わせて E-system を有効にご活用頂き、研修を修了された貴会会員には別添の受講修了証を発行して頂くなど、貴職のご高配を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

（別 添）

- 受講修了証（案）
- 修了の確認方法
- チェックリスト一覧

＜E-system に関する照会窓口＞

公益社団法人 日本歯科医師会
事業部 学術課・日本歯科医学会事務局
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20-5 階
TEL : 03-3262-9213
E-mail : gakujutsu@jda.or.jp